

8-5 1088

図書番号
資料

No. 2の4

売春対策の最近の状況

昭和50年

総理府編

目

次

第 1 章	売春関係事犯の状況	1
1	売春関係事犯の取締り	1
2	売春関係事犯の検察	1 2
3	売春関係事犯の裁判	1 7
第 2 章	婦人保護、補導等の状況	2 3
1	婦人保護業務	2 3
2	婦人問題相談業務と啓蒙活動	3 0
3	婦人補導院	3 2
4	保護観察	4 1
5	純潔教育	4 4
第 3 章	性病対策及び薬物乱用対策の状況	4 7
1	性病対策の現状	4 7
2	薬物乱用対策の状況	5 1
第 4 章	売春対策年表	5 6
附	統計表索引	6 8

「売春対策の最近の状況・昭和50年」

の発行にあたって

1. 昭和31年に売春防止法が制定されて以来今年で19年になるが、この間に売春の主たる動機は生活苦から虚栄心又は利欲へと変化し(第31表)、または社会一般の風潮も性について概して開放的かつ寛大になるなど、今日における売春の態様は同法が制定された当時の状態から大きく変化している。このため、本書が述べているように、売春関係事犯対策、婦人保護、補導等の諸対策についても、従来とは異なった新しい取組み方が要求されている現状である。

また、第3章で述べるように、売春対策について論ずるとき、性病と薬物乱用の問題を無視することはできない。

2. 本書を発行するにあたっては、売春対策を所管する各省庁及び司法機関が次のように分担執筆し、内閣総理大臣官房審議室においてとりまとめたところである。

第1章

- 1 警察庁保安部
- 2 法務省刑事局
- 3 最高裁判所事務総局刊事局及び同家庭局

第2章

- 1 厚生省社会局
- 2 労働省婦人少年局

3 法務省矯正局

4 法務省保護局

5 文部省社会教育局

第 3 章

1 厚生省公衆衛生局

2 (1) 警察庁保安部

(2) 厚生省薬務局

第 4 章

内閣総理大臣官房審議室

第1章 売春関係事犯の状況

1 売春関係事犯の取締り

(1) 概 況

売春関係事犯の検挙は、数的には、逐年減少しており、特に昭和49年中は、売春の勧誘事犯、職業安定法違反、並びに刑法の淫行勧誘等の事犯の減少が目立っている。

しかし、具体的事犯についてみると、そこには、相変らず暴力団員によるリンチを伴う組織的な売春を業とする事犯や、外国女性を甘言をもって入国させ、これをむりやり売春婦に仕立てあげ、監視をつけて売春を行わせる等の悪質な事犯、及びトルコ風呂営業における売春事犯が多く検挙されており、このほか年少者や主婦を被害婦女とする売春事犯も目立ち、内容においては、むしろ、新しく、しかも悪質な売春形態がみられる実情にある。

また、対取締り工作についても、年々巧妙さを増しており、中には無線局を開局し、売春婦を無線自動車で供給し、あるいは故意に住民届を遠隔地に提出し、捜査の目をくらまそうとした事犯などもあり、今後さらに取締りが厳しくなるに伴い、対取締り工作もより巧妙なものが現われるものと思われる。

警察の売春事犯に対する取締り方針は、従前から、

- 婦女を管理して売春を行わせる事犯
- 暴力団の介入する事犯

○ いわゆる赤線復活の印象を与えるような形態の事犯

○ 少年を被害者とする事犯

等の特に悪質の事犯に重点を置き、取締りを実施してきたが、今後も引き続きこれらの事犯に対し、継続した厳しい取締りを実施してゆく方針である。

(2) 検挙状況

昭和49年中の売春関係事犯の検挙状況は、第1表のとおり4,628件、3,238名で、前年に比較すると64件(1.4%)、226名(4.9%)の減少となっている。

次に売春関係事犯の送致状況を法令別に見ると、売春防止法が4,344件(全検挙件数中の94%)、3,073名(全検挙人員中の95%)を占め、他の売春関係法令違反は、284件(全検挙件数中の6%)、165名(全検挙人員中の5%)である。

第1表 売春関係事犯の法令別検挙件数

年 別 法令別		昭和48年	昭和49年	増 減	
				増 減 数	比 率
売 春 防 止 法	勧 誘	1,847	1,607	△240	△13.0%
	周 旋	1,207	1,353	146	12.1
	売春契約	472	562	90	19.1
	場所提供	616	650	34	5.5
	売 春 業	121	92	△29	△24.0
	そ の 他	60	80	20	33.3
	計	4,323	4,344	21	0.5
刑 法		55	27	△28	△51.0
職 業 安 定 法		211	144	△67	△31.7
児 童 福 祉 法		95	112	17	17.8
労 働 基 準 法		8	1	△7	△87.5
性 病 予 防 法		—	—	—	—
合 計		4,692	4,628	△64	△1.4

第2表 売春関係事犯の法令別検挙人員

年 別 法令別		昭和48年	昭和49年	増 減	
				増 減 数	増 減 率
売 春 防 止 法	勸 誘	1,821	1,588	△233	△14.5%
	周 旋	703	721	18	1.8
	売春契約	91	72	△19	△3.3
	場所提供	494	475	△19	△2.9
	売 春 業	187	169	△18	△19.6
	そ の 他	25	48	23	28.8
	計	3,321	3,073	△248	△5.7
刑 法		17	36	19	70.4
職業安定法		67	41	△26	△18.1
児童福祉法		58	88	30	26.8
労働基準法		1	—	△1	△100.0
性病予防法		—	—	—	—
合 計		3,464	3,238	△226	△4.9

注) △印は減少を示す。

第3表 検挙された街娼の年令別構成

年 別 年令層	昭 和 4 8 年		昭 和 4 9 年	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
18 歳 未 満	10	0.6%	7	0.5%
18 ～ 19	25	1.4	16	1.0
20 ～ 29	503	28.4	372	24.1
30 ～ 39	577	32.5	527	34.1
40 歳 以 上	658	37.1	624	40.3
計	1,773	100	1,546	100

i 勧誘事犯の検挙状況

勧誘事犯の検挙状況は、1,607件（売春関係事犯総数の34.7%）、1,588名（同総数の49%）で、前年に比較すると、その手口が巧妙になっていることもあって、240件（13%）、233名（14.5%）の減少であるが、相変わらず売春関係事犯のうちで最も高い比率を占めている。

さらに勧誘事犯によって検挙されたいわゆる街娼の年齢別構成は、第2表のとおりであり、前年とほぼ同様の状態を示している。

ii 売春助長事犯の検挙状況

売春の周旋、売春業などのいわゆる売春助長事犯の検挙状況は、3,021件（売春関係事犯総数の65.3%）、1,650名（同総数の51%）で、前年に比較すると176件（同総数の6.2%）、7名（同総数の0.4%）と、件数、人員とも増加している。

次に売春助長事犯の被疑者を職業別にみると、第3表のとおりで、風俗営業等の接客業者によるものが681名（全被疑者の41.3%）であり、これに次いで無職の580名（同35.2%）、その他の389名（同23.6%）の順となっている。

さらに、接客業を業種別にみると旅館業者が293名で最も多く、次いでトルコ風呂営業者の165名、飲食店営業者の99名となっている。

第4表 売春助長事犯被疑者の職業別状況

年 別 職業別		昭和48年		昭和49年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
接客業	風俗営業	126	7.6%	87	5.3%
	飲食店営業	91	6.0	99	6.0
	芸妓置屋	40	2.4	25	1.5
	トルコ風呂	176	10.7	165	10.0
	モーテル営業	31	1.6	12	0.7
	旅館業	305	18.5	293	17.8
	計	769	46.8	681	41.3
その他		299	18.2	389	23.6
無職		575	35.0	580	35.2
合 計		1,643	100	1,650	100

iii 暴力団関係者の送致状況

売春関係事犯に介入した暴力団関係者の送致人員は、第5表のとおり、総人員の13.1%にあたる424名で、前年に比較し、133名（45.7%）と大巾な増加をみている。

第5表 暴力団構成員の送致状況

年 別 法 令 別		昭 和 4 8 年		昭 和 4 9 年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
売 春 防 止 法	勧 誘	64	22.0%	121	28.5%
	周 旋	91	31.2	139	32.8
	売 春 契 約	19	6.8	27	6.4
	場 所 提 供	20	6.8	20	4.7
	売 春 業	43	14.8	42	11.1
	計	237	81.6	349	82.3
有 害 業 務 へ の 紹 介		30	10.0	19	4.5
児 童 に 淫 行 さ せ る 行 為 等		8	2.9	18	4.2
そ の 他		16	5.5	38	9.0
合 計		291	100	424	100

iv 要保護女子の取扱状況

勧誘事犯の被疑者及び売春助長事犯の被害者として取扱った要保護女子は、第6表のとおり4,384名で、前年と比較すると、142名(3.1%)の減少である。

また、このうち、売春助長事犯の被害者となった要保護女子は、2,838名(64.8%)で、要保護女子の中で過半数を占めている。

第6表 要保護女子の取扱状況

年 別 区 分		昭 和 4 8 年		昭 和 4 9 年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
被 疑 者	少 年	35	0.8%	23	0.5%
	成 人	1,738	38.4	1,523	34.7
被 害 者	少 年	370	8.2	291	6.6
	成 人	2,383	52.6	2,547	58.1
計		4,526	100	4,384	100

(3) 最近における売春関係事犯の特徴的傾向

犯罪の態様は、一般的にその時代の風潮を微妙に反映するものであるが、特に最近の風俗犯罪については、国民の価値観の変化あるいは一部マスコミのセンセーショナル記事等の影響を受け、さらにはこの種犯罪に対する需要が減らないこともあって、強力な取締りにもかかわらず、実態は減少することなく、かえってその手口がますます悪質巧妙化してきているといえる。

昨年中の取締り結果をみても、従来指摘されていた

- 暴力団の介入する悪質事犯が多発していること。
- トルコ風呂営業にからむ売春事犯が跡を絶たぬこと。

などがあげられるが、このほか最近の特徴として次のような注目すべき傾向が見受けられる。

I 主婦売春の増加

最近の売春の形態として、街娼や、ホステス、トルコ嬢などによるいわゆる職業的売春婦によるもののほか、主婦を被害婦女とするものが増加するきざしが現われている。

そして、主婦が売春に転落する要因も、何らかの弱味をにぎられて売春を強要されるものから、主婦自らが売春を企て、主婦相互間で遊客をあっせんしあうなどの事例が見られる。

II 年少者売春の増加

しろうと売春の中でも特に問題視しなければならないのは、年少者売春、とりわけ女子高校生売春の増加である。

これについても主婦売春の場合と同様、誘拐の被害者から売春婦への転落というケースから、自らが好奇心あるいは小遣い金欲しさという単純な動機によって、短絡的に売春に移行するケースが多く、被害者意識

を全く欠く事例が多いことが注目される。

iii 外国女性を被害婦女とする売春事犯の増加

社会生活の国際化は、売春事犯にも影響をもたらし、昨年はタイ、ブラジル女性等を被害者とする悪質な管理売春事犯及びこれに随伴する職業安定法違反が検挙されている。

このような外国女性を被害者とする売春関係事犯は、外国女性の売春婦に稀少価値があるところから、高額 of 売春料によって売春を行わせていることもあって、利益が多いため、今後とも増加することが予想される。

iv その他の特徴的傾向

上記のほかに、経済的不況を反映して、かつて売春事犯被疑者として検挙された前歴を持つ旅館経営者が、当時の管理売春による多額の収入を得たことが忘れられず、再びこれに走るケースが見受けられたほか、相次ぐ強力な取締りに対処するため、

- 拠点の発覚を防ぐため無線局を開設、無線タクシーを模して売春婦を無線車で供給していたもの
- 秘密会員制を採用、会員証を発行して極秘裏に犯行を重ねていたものなどがあり、対取締工作に相当の努力が払われていることがうかがえる事犯があった。

(4) 特異な検挙事例

i 主婦売春事犯

- 売春婦置屋と旅館業者等とが共謀して行った主婦売春事件（福岡県）
売春婦置屋の経営者が、トラック運転手の紹介や、そこが売春婦置屋であることを知って自ら希望してきた主婦17名に対し、多額の前

借金を渡して雇い入れて、待機させ、一方久留米市内の旅館、ホテルと出張売春の契約をとりきめ、いわゆる電話受けの方法で管理売春を行っていた事犯。

○ 団地主婦による相互売春周旋事件（千葉県）

夫の病弱、長期出張などで性的不満をかこっていた団地主婦 3 名が、これの解消と小遣い銭稼ぎの目的から、売春の相互あっせん組織である「昭和会」を結成、ボウリング場、喫茶店、路上などで知り合った男を相互に遊客としてあっせんしあい、付近のモーテルで売春を行っていた事犯。

○ 農家の主婦と暴力団員との共謀による売春事件（広島県）

病弱な夫と、6 人の子供を持つ農家の主婦が、生来の性欲と生活費の獲得のため売春を企て、自ら農機具店々主、飲食店の客など多数を勧誘して売春する一方、地元の暴力団員と共謀、2,000 円の観覧料を徴して性交の実演などの公然わいせつ行為を行っていた事犯。

なおこの主婦は、客の示す多額の金に目がくらみ、中学 2 年の実娘に執ように売春をすすめていたが、同女がこれを拒み続けたため未遂に終わっている。

Ⅱ 女子高校生売春事件

○ レンタカー取扱所経営者らによる女子高校生売春周旋事件（愛媛県）

女子高校生と同棲中の無職の男が、生活費に窮した結果、同女に売春を強要、知人にこれをあっせんし、その客である庭師、レンタカー取扱所経営者らは、さらに同女及び、同女からの売春のすすめに応じた女子高校生に対して客をあっせん、対償のほとんどを取得していた事犯。

○ 暴力団員による女子高校生を被害婦女とする売春周旋事件（長崎県）

情交関係をネタに売春を強要し、周旋料の取得を企てた暴力団員が、高等学校の文化祭に赴き対象を物色して、甘言に乗ぜられた女子高校生と即時情交を結び、数ヵ月後に自己が暴力団員であることが露見するや、別れることを条件に売春を強要、自己のあっせんする遊客を相手に売春させていた事犯。

○ 喫茶店経営者らによる女子高校生売春周旋事件（山形県）

喫茶店経営者が、来店する女子高校生を売春婦としてあっせんすることを企て、客としてしばしば出入りしていた女子高校生と情交を結び、以後友人らに同女をあっせんし売春をさせて周旋料を得ていた事犯。

○ 食堂経営者による女子高校生売春事件（宮崎県）

小遣い銭に窮した女子高校生を売春婦としてあっせんし、周旋料の取得を企てた食堂経営者が、来店する女子高校生に対し「俺が男を世話してやる。10万や20万の金はすぐできる。」旨申し向けて売春の契約を結び、後日同女が撤回を申し出るや「俺の顔にドロをぬった。」などと申し向けて脅迫し、強引に遊客をあっせんしてその対償のほとんどを取得していた事犯。

iii 外人女性を被害者とする売春事件

○ 喫茶店経営者らによるブラジル女性を被害者とする売春事件（兵庫県）

クラブ経営者から、ブラジル女性をホステスとして紹介するよう依頼された喫茶店経営者が、かつてサンパウロ市内で知り合ったブラジル女性4人を観光ビザで入国させ、クラブで働かせるかたわら、売春

を強要し、一人一人に監視をつけ、いやがる者にはリンチを加えるなどして、姫路、神戸などの高級ホテルを転々としながら売春させ、対償のほぼ全額を取得していた事犯。

○ 国際的人売グループによるタイ国女性を被害婦女とする売春事件

(神奈川県)

タイ国女性の運び屋である被疑者らが、これを日本のバー、トルコ風呂のホステスとしてあつ旋してひともうけすることを企て、タイ国女性13人を観光ビザで入国させ、日本国内に居住する共犯者を介して、横浜市内あるいは都内のバー、トルコ風呂にホステスとしてあつせんして多額の手数料を取得し、トルコ風呂においては売春を強要、対償のすべてを取得していた事犯。

iv その他の特異売春事犯

○ 対取締工作のため、無線自動車を利用した売春事件(大阪)

無線機の取扱資格を有する売春業者が、相次ぐ取締りから拠点の発覚を防ぎ、かつ、売春婦の迅速な供給を図るため、住所地を基地局とし、売春婦を乗せた乗用車を移動局とする無線局を開設、ホテルと共謀のうえ、電話による申し込みに対して、ホテル周辺を走行中の移動局に直ちにこれを指示していた電波法、職安法違反を含む売春周旋事犯。

○ 新興住宅地における会員制売春事件(千葉県)

ゴルフマニアの土建会社社長が、ゴルフの会員制をヒントに秘密売春クラブの結成を企て、多額の会費を徴して会員を募り、これに会員証を発行し、一方、遊客の好みに合わせるため、各階層の売春婦を雇い、新興住宅地の一般住宅を借りあげ、3カ月間に非会員を含む延べ500人にのぼる客にわいせつフィルム見せ売春を斡旋していた事犯。

2 売春関係事犯の検察

(1) 売春事犯の動向

Ⅰ 概 況

売春防止法違反事件の動向を、最近3年間の全国検察庁における受理人員によってみると第7表のとおりで、逐年減少の傾向にあり、昭和49年も前年に比較し238人(7.1%)減の3,127人となっている。

しかし、最近におけるこの種事犯は、その犯行の手段、方法がますます多様化し、かつ、隠密、巧妙化する傾向にあるので、検察庁受理人員の減少をもって、事犯の実態を示すものとみることはできないであろう。

第7表 売春防止法違反事件通常受理人員調

年 次 罪 名	昭和47年	昭和48年	昭和49年
総 数	(100%)4,316人	(100%)3,365人	(100%)3,127人
勧 誘 等(5条)	(51.8)2,236	(50.9)1,714	(49.6)1,551
助長事犯計(6~13条)	(48.2)2,080	(49.1)1,651	(50.4)1,576
周 旋 等(6条)	(23.0)993	(21.5)725	(22.1)690
売春をさせる契約(10条)	(3.5)153	(5.1)173	(4.2)131
場 所 提 供(11条)	(15.9)686	(16.5)556	(17.0)533
売春をさせる業(12条)	(4.6)197	(5.1)170	(6.2)195
そ の 他(7.8.9.13条)	(1.2)51	(0.8)27	(0.9)27

注 ()の数字は、総数に対する比率%を示す。

Ⅱ 罪種別動向

(i) 勧誘事犯（第5条違反）

この種事犯は、法施行当時には違反総数の大半（約70%）を占める状況にあったが、最近は著しく減少し、昭和49年の受理人員も、受理総数の49.6%に当たる1,551人（前年に比較して163人、9.5%の減）にとどまっている。なお、この種事犯の特徴として、従前から常習化、累犯化の傾向にあることが指摘されているが、昭和49年中に東京地方検察庁の更生保護相談室で取り扱った事例に徴しても、そのうちの86.7%までが売春による検挙歴を有するものであった。

(ii) 助長事犯（第6条から第13条までの違反）

この種事犯も、勧誘事犯と同様、逐年減少を示し、昭和49年の受理人員は、前年に比較し、75人（4.5%）減の1,576人となっている。しかし、受理総数中に占める比率はむしろ上昇の傾向にあり、昭和49年は50.4%と売春事犯全体の半数を占めるに至っている。

次に、助長事犯を罪種別にみると、昭和49年の受理人員は、第12条違反（売春をさせる業）が若干増加（前年に比較して25人増の195人）しているほかは、第6条違反（周旋等）が前年に比較し35人減の690人、第10条違反（売春をさせる契約）が42人減の131人、第11条違反（場所提供）が23人減の533人となっている。

Ⅲ 処理状況

最近3年間の全国検察庁における売春事犯の処理状況は第8表及び第9表のとおりであり、起訴率はおおむね60%台となっている。なお、勧

誘事犯の起訴率は、最近、下降傾向にあり、49年にそれは52.3%（公判請求率20.5%）となっているが、それでもなお、法施行当時の起訴率が40%（公判請求率17%）程度であったのに比べるとかなりの高率を示している。これは、累犯者が多いことのほか、この種事犯に対する検察の処理が違反者の更生保護の面を重視して、補導処分や保護観察付き執行猶予の活用を図る運用がなされていることによるものである。

第8表 売春防止法違反事件処理人員調

年 次		昭和47年	昭和48年	昭和49年
起 訴	公 判 請 求	1,068人	833人	710人
	略 式 命 令 請 求	1,858	1,345	1,309
	計	2,926	2,178	2,019
不 起 訴	起 訴 猶 予	1,286	1,074	978
	そ の 他	131	76	68
	計	1,417	1,150	1,046
起 訴 率 (%)		(365)69.5	(382)67.0	(35.2)67.4

注 起訴率は、 $\frac{\text{起 訴 計}}{\text{起訴計} + \text{起訴猶予計}} \times 100$ で算出した。以下本資料における起訴率の算出は、この方式による。

()内の数字は、公判請求率(%)を示す。公判請求率は、 $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員}} \times 100$ で算出した。以下本資料における公判請求率の算出は、この方式による。

第9表 勧誘・助長事犯別起訴状況調

年 次		昭和47年	昭和48年	昭和49年
区 分				
勧 誘 事 犯	起 訴 人 員	(58.6) 1,282	(55.0) 909	(52.3) 784
	公判請求人員	(29.2) 374	(25.3) 230	(20.5) 161
助 長 事 犯	助長事犯計	起 訴 人 員	(81.1) 1,644	(79.4) 1,269
		公判請求人員	(42.2) 694	(44.5) 549
	周 旋 等	起 訴 人 員	(85.6) 828	(82.0) 584
		公判請求人員	(24.2) 200	(23.6) 138
	売春をさせる契約	起 訴 人 員	(85.8) 133	(92.4) 145
		公判請求人員	(85.0) 113	(72.0) 95
	場 所 提 供	起 訴 人 員	(75.5) 516	(73.1) 400
		公判請求人員	(42.3) 221	(53.8) 215
	管 理 売 春	起 訴 人 員	(79.1) 136	(79.9) 127
		公判請求人員	(100.0)	(97.6) 124

(注) ()内の数字は、起訴請求率(%)を示す。

次に、助長事犯についてみると、起訴率は例年約80%前後と相当の高率を示しており(ちなみに、昭和49年における刑法犯の起訴率66.7%、道路交通法違反事件を除く特別法犯の起訴率63.8%と比較するとかなり高率である。)、法の趣旨に沿った厳しい処分が行われている。

(2) 更生保護相談室の運用状況

勧誘事犯で送致された者について、検察庁内に設置されている更生保護相談室(23庁に設置)で行った保護措置の状況をみると、第10表のとおりであり、昭和49年においては、社会資源へのあっせんが338件

(3 3.0 %) で最も多く、以下、更生指導 3 0 2 件 (2 9.5 %)、性病治療等のための入院 1 7 8 件 (1 7.4 %)、婦人保護施設等への入所・入寮指導 1 1 2 件 (1 0.9 %) の順となっている。

第 1 0 表 更生保護相談室において保護措置をした件数

一 検察官の指示によるもの 一

区 分 \ 年 次			
	昭和 4 7 年	昭和 4 8 年	昭和 4 9 年
受 理 件 数	1 5 4 3	1 1 4 9	1 0 2 4
帰 住 指 導	7 7	4 3	3 4
入 所 入 寮 指 導	1 9 6	1 4 9	1 1 2
更 生 指 導	4 1 7	3 2 5	3 0 2
社 会 資 源	3 8 4	3 2 4	3 3 8
入 院	2 3 9	1 9 0	1 7 8
保 護 措 置 不 能	5	2	2
そ の 他	9	8	2
保 護 措 置 不 要	2 1 6	1 0 8	5 6

3 売春関係事犯の裁判

(1) 第一審における売春防止法違反事件

最近5年間の第一審における売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると、第11表のとおりであり、公判手続によって処理された人員、略式手続によって処理された人員とも漸減の傾向にある。5年間の総処理人員を罰条別にみると、法5条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く全体の46.4%を占め、次いで、法6条違反（売春の周旋等）27.2%、法11条違反（売春の場所提供）14.9%、法12条違反（管理売春）6.1%の順となっている。

法5条違反事件の量刑についてみると、第12表のとおりであり、また、懲役刑を言い渡された者のうち執行を猶予された者の割合は第13表のとおりであって、目立った動きはない。

つぎに、法5条違反によって懲役刑の言い渡しをうけ、その執行を猶予された者に対してどの程度、補導処分、保護観察を言い渡されているかをみると、第14表のとおりであり、最近2年間では、執行を猶予された者のうち約60%の者が補導処分又は保護観察を言い渡されていることが、注目される。

第11表 売春防止法違反事件(第一審)年度別・公判略式別・罰条別処理人員

公判 年度	罰条 略式	5 条	6 条	7 条	8 条	9 条	10条	11条	12条	13条	その他	計
45年	公判	347	116	1	4	2	78	197	197	3	7	952
	略式	1,268	768	8	1	5	50	221	5			2,326
46年	公判	324	151	5	4	1	83	207	173	4	4	956
	略式	1,007	571	1	2	7	33	157	1			1,779
47年	公判	305	141	2	8	1	74	191	140	5	4	871
	略式	847	547	1			14	190	7	19		1,625
48年	公判	218	107		3	1	77	213	114	3	10	746
	略式	589	409	3	1	3	29	120		1		1,155
49年	公判	140	72	1	5		50	189	100	2	6	565
	略式	577	407	1			24	116	7			1,132
計	公判	1,884	587	9	24	5	362	997	724	17	31	4,090
	略式	4,288	2,702	14	4	15	150	804	20	20		8,017

注 年度は、その年の4月1日から翌年3月31日までをいう。以下第14表までについて同じ。

第12表 年度別・科刑別処理人員(5条関係)

科刑 年度	総 数	罰 金								懲 役				
		総 数	五 千 円 未 満	五 千 円 以 上	一 万 円 以 上	二 万 円 以 上	三 万 円 以 上	五 万 円 以 上	十 万 円 以 上	総 数	三 月 未 満	三 月 以 上	六 月 以 上	一 年 以 上
45年	(100.0) 1,615	(80.3) 1,297	91	599	587	11	9			(19.7) 318	5	171	142	
46年	(100.0) 1,831	(77.9) 1,037	87	473	442	14	20	1		(22.1) 294	6	179	106	3
47年	(100.0) 1,152	(76.3) 879	26	391	439	13	8	1	1	(23.7) 273	7	180	82	3
48年	(100.0) 807	(74.2) 599	3	210	364	12	8	2		(25.8) 208	2	113	98	
49年	(100.0) 717	(80.9) 580	9	171	398	6	1			(19.1) 137		68	68	1
計	5,622	4,892	216	1,844	2,225	56	46	4	1	1,230	20	711	491	7

注 1 ()内は各年度における罰金、懲役の百分比を示す。

2 懲役刑と罰金刑が併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。

第 13 表 年度別懲役刑の執行猶予率（5 条関係）

年 度		45年	46年	47年	48年	49年	計
懲 役 刑		318	294	273	203	137	1,230
うち	実 刑	90	71	57	59	36	313
	執 行 猶 予	228	223	216	149	101	917
執行猶予率(%)		71.7	77.6	79.1	74.6	73.7	74.6

第 14 表 年度別・5 条違反者の補導処分、保護観察言渡状況

	執行猶予言渡総数	補 導 処 分	保 護 観 察 付	執行猶予のみ
45 年	228	43(18.9)	101(44.3)	84(36.8)
46 年	223	43(19.2)	74(33.0)	106(47.8)
47 年	216	39(18.1)	67(31.0)	110(50.9)
48 年	149	42(28.2)	52(34.9)	55(36.9)
49 年	101	23(22.8)	37(36.6)	41(40.6)
計	917	190(20.7)	331(36.1)	396(43.2)

(注) ()内は執行猶予言渡総数に対する百分比である。

(2) 家庭裁判所における売春防止法違反事件取扱状況

売春防止法違反事件で家庭裁判所に送致された少年を過去5か年についてみると、第15表のとおり、昭和46年以降減少傾向にあり、昭和49年は44人で、最も多かった昭和45年に比較すると約4分の1に減少している。

この種事犯について、年齢別の構成比をみると、昭和48年は19歳が30.6パーセントで最も多く、次いで18歳27.8%、17歳25.0%、16歳8.3%、15歳5.6%、14歳2.8%の順となっており、年齢が低くなるに従ってその占める割合が低くなっている。

また、これを職業別にみると、無職が83.8%を占め圧倒的に多く、次いで、サービス業従業員が5.4%、技能的・販売的自営業従業者、民間の職員及び役員、販売員、技能工及び労務者等がそれぞれ2.7%となっている。無職の中に学生・生徒が21.6%含まれているのが注目される。

第15表 売春関係少年保護事件新受人員

年 度 別	人 員	指 数
昭 和 4 5 年	1 8 1	1 0 0
4 6 年	1 1 7	6 5
4 7 年	5 4	3 0
4 8 年	6 0	3 3
4 9 年	4 4	2 4

(注) 本表は「司法統計月報」による。

次に、家庭裁判所の処分状況を第16表によってみると、昭和48年は保護観察14.8%、少年院送致13.1%、審判不開始19.7%、不処分24.6%となっている。保護処分のうち、約半数は少年院送致であるが、そのうち3分の1は医療少年院送致である。

これを一般保護事件全体の処分と比較してみると、一般保護事件では、保護処分が7.7%であるのに対して、売春防止法違反事件では、27.9%と著しく高く、強力な処分が行われていることがうかがわれる。

売春防止法違反少年のうち、前に家庭裁判所で何らかの処分を受けたことのある累非行少年は、36.1%となっており、一般保護事件全体の累非行者率が22.4%であるのに比較し、累非行の割合が高くなっている。

第16表 売春関係少年保護事件終局処分別

年度別	総数		検察官送致						保護処分						審判 不開始		不処分		移送 回付 併合	
			刑事処分		年齢超過		総数		保護観察		少年院 送致									
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率		
昭和44年	273	100.0	3	1.1	1	0.4	87	31.9	69	25.3	17	6.2	31	11.4	66	24.2	85	31.1		
45年	181	100.0	1	0.6	2	1.1	53	29.3	30	16.6	23	12.7	28	5.5	42	23.2	55	30.3		
46年	137	100.0	1	0.7	—	—	49	35.8	34	24.8	15	10.9	16	11.7	36	26.3	35	25.5		
47年	67	100.0	1	1.5	—	—	20	29.9	16	23.9	4	6.0	7	10.4	21	31.3	18	26.9		
48年	61	100.0	—	—	—	—	17	27.9	9	14.8	8	13.1	12	19.7	15	24.6	17	27.9		

(注) 本表は「司法統計年報」による。

また、売春防止法違反少年について保護者の経済生活程度をみると、富裕、普通が62.2%、貧困、被保護が32.4%となっており、一般保護事件全体の保護者の経済生活程度が富裕、普通69.6%、貧困、被保護13.6%であるのに比較して、売春防止法違反事件において保護者の経済生活程度が一般的にやや低くなっていることが注目される。

なお、参考までに、家庭裁判所が取り扱う少年の福祉を害する成人の刑事事件（少年法37条）のうち、いわゆる「児童に淫行させる行為（児童福祉法34条1項6号）」の終局人員を過去5年についてみると第17表のとおり、昭和46年以降若干増加傾向を示し、昭和48年は58人となっている。

第17表 児童に淫行させる行為終局人員

—（少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件）—

年 度 別	人 員	指 数
昭和44年	42	100
45年	42	100
46年	45	107
47年	58	138
48年	58	138

（注） 本表は「司法統計年報」による。

第2章 婦人保護、補導等の状況

1 婦人保護業務

(1) 婦人相談所

婦人相談所は、昭和50年7月1日現在各都道府県に1か所で、全国に47か所設置されている。このうち東京都では、分室を2か所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の主な業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的及び医学的判定、一時保護所への収容保護並びに婦人保護施設への収容保護の決定のほか、社会環境浄化に必要な啓蒙活動等を行っている。とくに、最近では啓蒙活動を重点とした巡回相談を実施しているところが多くなっている。

婦人相談所における昭和49年度の受付状況をみると、第18表のとおり微減ないし横ばい傾向にあるが、これを地域別にみると8都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市における婦人保護事業の必要性の高いことを示している。

第18表 婦人相談所受付状況

区 分 \ 年 度	40	45	46	47	48	49
総 数	19,469 (100.0)	15,451 (79.4)	15,291 (78.5)	14,903 (76.5)	13,855 (71.2)	15,089 (77.5)
8 都 道 府 県	11,200 (100.0)	7,453 (66.5)	7,425 (66.3)	7,090 (63.3)	6,280 (56.1)	6,389 (57.0)
そ の 他 の 県	8,269 (100.0)	7,998 (96.7)	7,866 (95.1)	7,813 (94.5)	7,575 (91.6)	8,700 (105.2)

(注) 8都道府県……北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

(2) 婦人相談員

婦人相談員は婦人相談所及び福祉事務所等に所属し、その所管区域における要保護女子の発見及び諸般の問題等について相談に応じ、転落防止と保護更生のために必要な指導を行っており、昭和50年7月1日現在第19表のとおり、全国で491人が設置されている。

第19表 婦人相談員設置状況

昭和40年7月1日現在	483名
昭和45年	482名
昭和46年	480名
昭和47年	487名
昭和48年	488名
昭和49年	491名
昭和50年	491名
※昭和50年の内訳	都道府県設置(義務設置) 240名
	市設置(任意設置) 160市 203名
	特別区設置() 23区 48名
	計 491名

また、婦人相談員の受付状況(第20表)をみると、昭和45年度に5万件を突破すると同時に急激に増え、昭和47年度の5万7千件がピークに達し、昭和48年度はやや減少したがその後再び漸増傾向にある。これは、一般の婦人問題の相談等が増えてきているものと思われる。

第 2 0 表 婦人相談員受付状況

区 分 \ 年 度	4 0	4 5	4 6	4 7	4 8	4 9
総 数	44,701 (100.0)	51,825 (115.9)	55,455 (124.1)	57,105 (127.7)	52,936 (118.4)	53,023 (118.6)
8 都 道 府 県	21,161 (100.0)	23,821 (112.6)	26,579 (125.6)	28,445 (134.4)	25,374 (119.9)	24,981 (117.8)
そ の 他 の 県	23,540 (100.0)	28,004 (119.0)	28,876 (122.7)	28,660 (121.8)	27,562 (117.1)	28,092 (119.3)

(注) 8 都道府県……北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

(3) 婦人保護施設

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護し、生活指導・職業指導等を行うことによって、その自立更生をはかっている。昭和49年末現在60施設が設置されており、その収容定員は2,229名で、施設の設置及び经营主体別内訳は第21表のとおりである。

なお、同表の法人等設置・同経営の14施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」(定員100名、千葉県館山市所在)が含まれており、一般の婦人保護施設では更生が困難である要保護女子の収容保護にあたっている。

第 2 1 表 婦人保護施設設置状況

昭和40年度末現在	64施設
昭和45年度 "	61 "
昭和46年度 "	60 "

昭和 4 7 年度末現在	6 1 施設
昭和 4 8 年度 "	6 1 "
昭和 4 9 年度 "	6 0 "

※昭和 4 9 年度設置・経営主体別内訳

都道府県設置・同 経 営	2 9 "
都道府県設置・法人等経営	1 5 "
法人 等 設置・同 経 営	1 4 "
市 設 置・同 経 営	2 "
計	6 0

なお、婦人保護施設の入所の状況（第 2 2 表）をみると、昭和 4 0 年度 2,079 人に対して、昭和 4 9 年度においては 1,272 人（61.2%）と年々減少している。退所の状況（第 2 3 表）についても、同様に年々減少の傾向にある。これは、収容者の年令別の状況（第 2 4 表）をみてもわかるように、20 才未満の入所者は、昭和 4 0 年度の 135 人に対して、昭和 4 9 年度は約 3 分の 1 の 41 人と激減しており、これとは逆に 50 才以上の入所者は 3 倍強に増加している。これは、社会復帰が困難であることから長期にわたり、施設に在寮する者が年々増加しており、次第に高令化の傾向にあるものと考えられる。

第 2 2 表 婦人保護施設入所状況

区 分 \ 年 度	4 0	4 5	4 6	4 7	4 8	4 9
総 数	2,079 (1,000)	1,530 (736)	1,815 (633)	1,805 (628)	1,127 (542)	1,272 (612)
8 都 道 府 県	1,236 (1,000)	919 (744)	821 (664)	769 (622)	723 (585)	769 (622)
そ の 他 の 県	843 (1,000)	611 (725)	494 (586)	536 (636)	404 (479)	503 (597)

(注) 8都道府県……北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

第 2 3 表 婦人保護施設退所状況

区 分 \ 年 度	4 0	4 5	4 6	4 7	4 8	4 9
総 数	1,976 (1,000)	1,531 (775)	1,404 (711)	1,291 (658)	1,157 (586)	1,284 (650)
8 都 道 府 県	1,228 (1,000)	923 (752)	848 (691)	758 (617)	753 (618)	758 (617)
そ の 他 の 県	748 (1,000)	608 (813)	556 (743)	533 (713)	404 (540)	526 (703)

(注) 8都道府県……北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

第 2 4 表 婦人保護施設収容者の年令別状況表

(各年 5 月 1 日現在)

区分 年度		総 数		20才未満		20才～29才		30才～39才		40才～49才		50才以上	
		実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
収 容 人 員	4 0	1,077	100	135	100	361	100	310	100	197	100	74	100
	4 5	1,207	112.1	122	90.4	347	96.1	286	92.3	307	155.8	145	196.0
	4 6	1,136	105.5	83	61.5	308	85.3	294	94.8	288	146.2	163	222.3
	4 7	1,080	100.3	72	53.8	255	70.6	269	86.8	299	151.8	185	250.0
	4 8	1,112	103.2	61	45.2	242	67.0	284	91.6	307	155.8	218	294.6
	4 9	1,055	98.0	41	30.4	195	54.0	290	93.5	285	144.7	244	329.7

(4) 婦人保護事業の問題点

1 売春態様の変化

最近における売春の実態は、巧妙化、潜在化が顕著であるといわれている。これは、婦人相談所で取扱った要保護女子の転落の動機について各年別に比較してみると、最近、転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることが指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和 4 0 年度には 4,797 人 (44.4%) であったものが、年々減少し、昭和 4 7 年度には、1,067 人 (23.7%) となったのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和 4 0 年度 3,341 人 (31.0%) であったものが、昭和 4 7 年度は 2,440 人 (54.2%) に増加している。

このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものと考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落防止対策に重点をおいて事業の推進を図ってきたが、今後は、前述のとおり要保護女子の態様の変貌に対応した対策を構じて行くことが必要である。

ii 要保護女子の知能程度の低下

婦人保護事業において、今日まで取扱ってきた要保護女子の知能指数（IQ）等をみると、年々低下する傾向にある。これは、婦人保護事業の関係者が行う相談、指導等の業務を一層複雑化させる傾向にあり、今後十分検討していく必要があるものと思われる。

2 婦人問題相談業務と啓蒙活動

(1) 婦人問題相談業務

労働省婦人少年局では、売春問題を初めとする各般の婦人問題に関する相談に応じ、指導援助を行うとともに、当面している問題について必要な措置を構じ、関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決を図っている。相談には、婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に設置され、相談業務を担当する婦人少年室特別協助力員ならびに地域において婦人少年行政に協力する目的で配置されている婦人少年室協助力員があたっている。

売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業およびおびただし数の赤線地域の従業婦の保護更生問題等の相談に応じたが、その後全国的に施設も整備され、従業婦の更生問題も次第に減少し、相談の内容も一般婦人問題に中が広がってきている。

✓(2) 売春防止に関する啓蒙活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等、社会通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除し、売春を未然に防止するために労働省婦人少年局では、早くから広く各層に対する啓蒙活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係機関、民間団体等各層の協力のもとに全国的に展開した。売春防止法制定以前には売春についての誤った考えを改め、法制定の促進を図ることを目的としたが、法制定後は法の趣旨徹底、婦女の転落防止、保護対策の強化、売春の発生源となる環境の浄化等に視点を移し、売春問題についての正しい考え方の涵養に活動の目標がおかれた。現在、この活動は、関係各省庁および民間関係団体の共同主唱による「社会の風紀環境を浄化する運動」として

展開されている。労働省では、例年啓発資料を作成しているほか各実施機関との連携のもとに諸行事の実施に参画している。

特に、昭和47年5月本土に復帰した沖縄県における売春の実態は深刻な状態にあるところから、労働省としても「沖縄における売春防止対策の推進について」の対策要綱を策定し、沖縄県知事・沖縄労働基準局長・同婦人少年室長あて通達した。売春問題に対する一般の世論を喚起するため関係機関、民間関係団体との連携のもとに、婦人福祉大会や売春防止懇談会等を開催するとともにポスターの作成、街頭でのチラシの配付も行った。

3 婦人補導院

(1) 施設の目的と状況

婦人補導員は、売春をする目的でその相手方となるように勧誘等を行った女子（満20歳以上）に対し、売春防止法に基づいて裁判所から補導処分の言渡しを受けた者を収容し、これに社会生活に必要な教育を施し、心身ともに健全な社会人として更生復帰させることを目的として、昭和33年5月15日、婦人補導院法によって設立された法務省所管の矯正施設である。

婦人補導院は、現在全国に3か所設置されているが、東京都八王子市にある東京婦人補導院のみが業務を行っており、他の2か所は活動を停止している。東京婦人補導院の収容定員99名、職員定員28名である。

(2) 収容の状況

i 収容人員

開設以来の収容人員の推移を第25表によって眺めると、当初は収容者数は漸増傾向にあったのが、昭和36年をピークに、その後は次第に減少し、ことに昭和42年以降は急速に減少している。

第25表 婦人補導院の収容状況

年次 種別	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
新収容者数	96	278	408	396	331	248	248	255	231	150	123	86	49	46	42	40	27
出院者数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132	109	57	50	33	58	30
1日平均収容人員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63	47	29	22	16	26	13

II 在院者の状況

在院者の入院時の年齢は第26表のとおりであり、最近5年間の合計では、40歳～44歳の年齢層の者が最も多く、次いで30歳～39歳、45歳～49歳、20歳～29歳の順になっている。

在院者の総数も前年度にくらべ33%減少し特に30歳～34歳の年齢層の者が急減している。

第26表 新収容者の年齢

年齢 年次	総 数	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50 以上
45	49	3	7	10	12	10	6	1
46	46	5	8	8	8	8	4	5
47	42	2	6	7	7	10	6	4
48	40	6	2	10	6	6	5	5
49	27	4	3	4	3	7	6	
合 計	204	20	26	39	36	41	27	15
百分比	100%	10%	13%	19%	18%	20%	13%	7%

なお、売春歴については第27表のとおりであり、比較的長期にわたる者が多いが、昭和49年においては、5年以下の者が減少はしてはいないものの、同年の新収容者中37パーセントに達している。

第 2 7 表 新収容者の売春経験年数

年数 年次	総 数	1年以下	5年以下	10年以下	15年以下	20年以上	21年以下	不 詳
4 5	49	2	14	15	9	8	1	
4 6	46	3	10	15	6	6	6	
4 7	42	4	10	13	5	4	6	
4 8	40	1	15	7	4	7	6	
4 9	27		10	10	5	1	1	
合 計	204	10	59	60	29	26	20	
百分比	100 ⁰⁰	5 ⁰⁰	29 ⁰⁰	30 ⁰⁰	14 ⁰⁰	12 ⁰⁰	10 ⁰⁰	

婦人補導院の在院者の多くは、知能その他、精神面になんらかの欠陥があつたり、また、性病等の疾病にかかっているなど重い負因を持っている者が多い。たとえば、第 2 8 表で最近 5 年間の新収容者についてみると、知能指数の限界級以下（IQ 79 以下）の者が 73 パーセントを占めている。第 2 9 表でみると、精神診断において正常と診断された者はなく、準正常者も全体の半数以下にすぎない。また、第 3 0 表でみると、昭和 4 9 年の場合、入院時に性病その他の疾病にかかっている者が 85 パーセントという高い罹患率を示している。

最近における全般的な傾向としては、知能指数、精神状況、疾病罹患率のいずれについても悪化する傾向が認められる。

第 28 表 新収容者の知能指数

I Q	総 数	49 以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100以上	テスト不能
45	49	5	12	11	11		1	6	3
46	46	5	6	13	13	6		2	1
47	42	5	5	9	9	10	3		1
48	40	2	12	9	5	9	2	1	
49	27	—	5	5	6	4	6		1
合 計	204	17	40	47	44	29	12	9	6
百分比	100 ⁰⁰	8 ⁰⁰	20 ⁰⁰	23 ⁰⁰	22 ⁰⁰	14 ⁰⁰	6 ⁰⁰	4 ⁰⁰	3 ⁰⁰

第 29 表 新収容者の精神診断

種別 年次	総 数	正 常	準 正 常	精神病質 傾 向	精神病質	精 神 病	精神薄弱	不 詳
45	49		22	5	1		21	
46	46		20	4	4		18	
47	42		19	6	5		12	
48	40		22	6	2		10	
49	27		14	2		2	9	
合 計	204	0	97	23	12	2	70	
百分比	100 ⁰⁰	0 ⁰⁰	48 ⁰⁰	11 ⁰⁰	6 ⁰⁰	1 ⁰⁰	34 ⁰⁰	

第 3 0 表 新収容者の入院時の疾病

種別 年次	総 数	性 病	その他の傷病	性病及び その他の傷病	な し
4 7	4 2	1 4	7		2 1
4 8	4 0	1 9	1 7		4
4 9	2 7	9	1 4		4

なお、新収容者の売春の動機は第 3 1 表のとおりであるが、この調査から見られる最近の傾向として、虚栄心又は利欲を動機としている者の新収容者中に占める割合が増加し、昭和 4 9 年においては、3 7 パーセントに上っていることが注目される。

第 3 1 表 新収容者の売春の動機

種別 年次	総数	家出し 生活に 困って	生活苦	友人等の 勧誘又は 興 味	虚栄心 又 は 利 欲	だま され て	強い られ て	やけ にな って	特飲店 等に売 られて	怠惰	不詳
4 7	4 2		1 6	7	2	2	2	2	4	7	
4 8	4 0		2 8	8	3	1		1		4	
4 9	2 7		1 1	1	1 0	1		1		3	

(3) 補導目的及び内容

婦人補導院では、規律正しい院内生活のもとで、在院者が正しい社会生活を営むに必要な生活指導あるいは職業補導等を行い、適切な医療を施している（婦人補導院法第 2 条第 1 項）。

在院者が入院すると、おおむね20日間にわたって、環境調査、身上調査、精神状況の検査及び疾病の有無の診断等の分類調査を実施し、その結果、個々の在院者に最もふさわしい補導の計画をたてて指導している。

I 生活指導

婦人補導院における生活指導は、在院者の特質に鑑みて、婦人の自由と尊厳とを自覚させることを眼目とし、あわせて、勤労の精神を身につけ、自主自律の精神を体得させるよう指導するものとされている。そのため、規律正しい生活のもとで、家事その他婦人として必要な基礎的教養を授けるとともに、お茶、生け花等のクラブ活動、あるいは社会見学、奉仕活動等を通じて、豊かな情操と社会性を養うことに努めているが、必要に応じて、親身に相談、助言を行い、各人が悩んでいる様々な問題の解決を図るとともに、話し合いの機会を通じて、正しいものの見方、考え方ができるよう指導している。

<参 考>

補 導 日 課 表

午 前		午 後	
6:00	起床、整容、洗面 (休日は6:30)	12:00~1:00	昼食、休憩
6:15	朝のあいさつ、清掃	1:00~4:30	職業補導
7:00~ 7:20	朝食	(2:00~2:30)	医療
7:30~ 8:20	読書自習	4:30~5:00	レクリエーション
8:30~ 9:10	朝礼、体操	5:00~5:30	夕食
9:10~12:00	職業補導	5:30~8:30	ラジオ、テレビ視聴、身上 相談、自己労作、読書、 日記記入、教養、集会
		8:50	夜のあいさつ、就寝準備
		9:00	就寝
		10:00	勉学(希望者のみ)

Ⅱ 職業補導

家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷及びタイプライターの7種目について指導しているが、在院者の多くが職業経験を有していないので、職業補導の重点を、単に技能の習得にとどまらず、正常な職業生活に慣れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、職業補導を受けた者に対しては、職業補導賞与金が与えられる。

Ⅲ 医 療

補導院在院者の中には、心身に障害のある者が非常に多く、これが更生の妨げとなっている場合が少なくないと考えられる。このために、医療は重要な補導の一領域となっている。

また、保健衛生に関する知識を付与することに努めており、特に性病の恐ろしさについては、スライド等を利用して徹底した教育を施している。

第32表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

種 別	総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 癒	未治癒	治 癒	未治癒	
47	33	2	14(3)	3	4	10
48	58	5(3)	18(7)	11	15	9
49	30		12(4)	12	5	1

(注) かっこ内の数字は性病のはかに他の傷病のあったものを示し、内数である。

Ⅳ 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心がまえをもたせるように仕向けているが、更生のためには、院内における補導だけでは十分でなく、また、帰住地の環境調整も大切であることから、補導院としては、保護観察所と緊密な連絡を図るとともに、各都道府県の婦人相談所、婦人収容保護施設等の婦人相談員又は民生委員などによる更生保護援助、あるいは職業安定所による職業援助等が得られるように配慮している。

なお、在院者の出院後の生活設計状況（出院時予定）は第 33 表のとおりである。

第 33 表 出院時の予定生活手段

種別 年次	総 数	家事 手伝	夫で従 家の も事 に事	女 中	女は 工店 また員	家 政 婦	炊 事 役 婦	保に職 護入に 施りつ 設適く	保相 護談 者す とる	知とし る人に 相の婦 談も住 す	入院 加療	そ の 他	未 定
47	33	4	2	3	2		1	10	8	1	1	1	
48	58	8	6	3	2	2	6	11	5	11	3	1	
49	30	1	5		1		2	5	11	3		2	

新収容者の入院回数及び再入院者の再犯期間は、第 34 表及び第 35 表に示すとおりであり、昭和 49 年は、出院後再犯までの期間が前年度にくらべ短くなっている状況である。

婦人補導院を巣立つ人たちの更生の道はけわしく、決して容易ではない。一人でも多く立派に更生できるよう、社会の方々の暖かい手のさしのべられることが切望されるのである。

第 3 4 表 新収容者の入院回数

回数 年次	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5回以上
4 7	4 2	2 9	9	3	1	
4 8	4 0	2 5	9	5		1
4 9	2 7	1 5	1 0	2		

第 3 5 表 再入院者の再入期間

期間 年次	総数	前 出 院 後 再 入 ま で の 期 間						
		3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未満	2年未満	3年未満	3年以上
4 7	1 3			4	1	1	3	4
4 8	1 5			1	2		3	9
4 9	1 2			6	3			3

4 保護観察

(1) 保護観察

保護観察は、犯罪や非行をした者の身柄を拘束することなく、自由な社会の中で通常の生活をさせながら、一定の期間その者に課した遵守事項を遵守するように指導監督するとともに、必要と認める補導援護を行うことによって、その改善更生を図る制度である。

この保護観察の実施機関は、保護観察所（各都府県のほか、北海道に4庁、計50庁。ほかに3支部、18駐在官事務所がある。）で、これらの庁に配置されている保護観察官と、民間篤志家である保護司とが、保護観察の対象となった者の指導にあたっている。

(2) 対 象

売春防止法第5条の罪を犯した女子で、保護観察の対象となるものは次のとおりである。

- i 家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者 — 期間は通常20歳まで。
- ii 地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者 — 期間は仮退院の期間。
- iii 地方更生保護委員会の決定により、刑務所から仮出獄を許された者 — 期間は残刑期間。
- iv 刑事裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者 — 期間は刑執行猶予の期間。
- v 地方更生保護委員会の決定により、婦人補導院から仮退院を許された者 — 期間は補導処分の残期間。

これらの保護観察対象者は、第3表に見られるとおり、昭和41年以来逐年減少を続けてきたが、同49年には若干ではあるが増加している。昭和49年中に受理した保護観察対象者のうち、売春防止法を主たる行為名とする女子の年齢構成は、第37表のとおりである。

(3) 保護観察における問題点

犯罪や非行をした者の更生を助ける過程には、様々な困難が伏在しているが、売春防止法に違反して保護観察の対象となった女性の更生には、特別に多くの困難がある。彼女らの更生を妨げているいくつかの問題点をあげると、次のとおりである。

- i 売春は窃盗などの自然犯と異なるものとの観念があり、また、知能指数の低い者が多いところから、一般に規範意識が乏しく、罪の意識に欠ける者が少なくない。(他面、身売ることに對する罪障感や、それに伴う「けがれ」の意識を持つ者のあることも見のがせない。)
- ii 適職を得るための技術・資格等を欠く者が多く、加えて怠惰な生活態度が身についていて、いわゆる堅実な仕事や労働には定着しがたい。手軽に収入を得る途として、安易に売春を反復しやすい。
- iii 家出・外泊・不良交友等の非行の初発時期が早く、保護者との精神的な絆の断たれている者が多く、概して親族の親身な協力が得られない。
- iv いわゆる「ひも」に操られている場合には、その圧力を解き放つことに多大の困難がある。
- v そのほか、近年の社会に蔓延する売春類似行為が対象者の罪障感を一層希薄化する傾向があり、それが合理化の口実とされる。

このように、売春婦の社会復帰をめぐる問題は複雑多岐にわたっており、個々の対象者の更生を支える努力と共に、社会保障の充実、性風俗の健全

化、暴力団の掃討など、広い範囲にわたる社会的・文化的対策の実現が期待される。

第 3 6 表 売春防止法違反女子保護観察対象者新受人員の累年比較

種 別 \ 年 次	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
保 護 観 察 処 分 少 年	120	113	104	77	56	27	24	15	8	8
少 年 院 仮 退 院 者	48	50	61	44	18	11	14	7	2	3
仮 出 獄 者	34	52	48	45	32	30	29	18	23	24
保護観察付執行猶予者	312	364	307	269	234	165	142	130	72	84
婦人補導院仮退院者	4	6	5	2	2	1	5	1	3	0
計	518	585	525	437	342	234	214	171	108	119

(注) 保護統計年報による。

第 3 7 表 年齢別売春防止法違反女子保護観察対象者人員

(昭和49年)

事件種別 \ 年齢	保護観察 処分少年	少 年 院 仮退院者	仮出獄者	保護観察付 執行猶予者	婦人補導院 仮退院者	計
15歳以下	1					1
16～17歳	2	2				4
18～19歳	5	1				6
20～22歳				1		1
23～24歳				6		6
25～29歳				5		5
30～39歳			7	28		35
40～49歳			6	31		37
50～59歳			8	11		19
60歳以上			3	2		5
計	8	3	24	34	0	119

(注) 保護統計年報による。

5 純潔教育

(1) 学校教育

学校教育では性に関する指導を、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて、学校における教育活動全体を通じて適切に行うこととしている。

小学校では、教科の体育における保健の領域と特別活動の学級指導における保健指導を中心とし、理科、家庭科及び道徳などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、教科の体育における保健の領域では、身体の発育・発達における男女差などについて初歩的な内容を指導することとし、特別活動の学級指導では、発育に伴うからだの変化や初潮についての指導を地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

中学校では、教科の保健体育の保健分野、道徳及び特別活動における学級指導を中心とし、理科、技術・家庭などの関連分野において、必要に応じて指導することとしている。

すなわち、教科の保健体育の保健分野では、身体の発育と男女差、内分泌機能の発達と男女差及び性病など、心身の発達における男女差を正しく理解させることを中心に指導することとし、特別活動における学級指導では性的な発達への適応について地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。また、道徳では、人間性についての理解を深めるとともに道徳的判断力を高め、自律的態度を育成するという観点から、とくに異性観については、相手の特性や立場をより深く理解し、健全な異性観を身につけ相互に協力し合って、よりよい人間関係を作り上げるよう指導している。

高等学校では、保健体育における保健と各教科以外の教育活動における指導を中心とし、社会、理科などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、保健体育では、心身の発達における男女の特性及び男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解させることとして、性徴と性器管の機能、性の欲求と適応、結婚と優生、家族計画、母子保健、労働における女性の特性及び性病の予防などを指導することとし、各教科以外の教育活動におけるホームルームでは、男女の特性と相互のあり方などについて地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

また、文部省においては、教員用の生徒指導資料の編集・配布、指導主事・教員を対象とする各種の講習会等の開催などの事業を行っている。昭和49年には、生徒指導資料として「思春期における生徒指導上の諸問題」（中学校編及び高等学校編の2編）を編集・配布し、また、生徒指導主事講座、カウンセラー養成講座、都道府県生徒指導講座、地区別高等学校生徒指導連絡協議会などにおいて、男女の特性と相互の在り方に関する指導の問題を取り上げて、その充実・強化を図ることとしている。

(2) 社会教育

社会教育においては、「両性間の精神的肉体的関係を正しくするための教導または対策」をねらいとして、純潔教育が青少年教育及び成人教育の内容として取り上げられている。

青少年教育では、青年団体が行う各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚

への心構え、性の社会問題等についての講演や討議が行われている。

成人教育では、婦人団体等が行う純潔教育に関する研究会、研修会が行われ、また、家庭教育学級、婦人学級、PTA等でも学習されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、こどもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられている。文部省では、こどもの成長発達段階に応じた純潔教育の内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関する教育者、指導者を対象として「性と純潔——美しい青春のために——」、「思春期までのこどもの指導——母親のよい理解のもとに——」、「男性と女性——若い人々のために」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」、「社会教育における純潔教育の概況」、「諸外国における純潔教育」等の資料を作成、配布している。また、文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（こどもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親がこどもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめたらよいか、について考える素材を提供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、こどもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への関心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育の問題を取り上げ、家庭教育学級等広く教育の場において学習の効果を高めるよう配慮している。

第3章 性病対策及び薬物乱用対策の状況

1 性病対策の現状

(1) 概 況

戦後の混乱期にあった昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであったかがわかる。

その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は、感染機会の減少もあってか、患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,326名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となった。すなわち、昭和23年の50分の1になったわけである。

ところが、昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅毒が再出現し、中部、東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数からみても早期顕症梅毒は、昭和36年884名を最低に、38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と増加傾向にあった。しかし、その後減少し、現在は横ばい傾向にあるが総性病患者数では昭和40年以降増加し、昭和48年には梅毒5,281名、りん病7,375名、総計12,795名となり、40年に対し1.2倍の数となったが昭和49年には10,340名と減少している。もちろん、この届出数が性病患者的実

態をあらわしているとは必ずしもいえない。

第 38 表 性病患者届出数（り患率は人口 10 万対）

年次	総 数	梅 毒		り ん 病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゅ症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40	10849	6001	61	4663	47	179	0.2	6	0.0
41	18071	10821	10.9	6951	7.0	288	0.3	111	0.0
42	24125	11755	11.7	11874	11.8	490	0.5	6	0.0
43	18758	8848	8.7	9592	9.5	316	0.3	2	0.0
44	17641	7767	7.6	9645	9.4	226	0.2	3	0.0
45	14641	6138	5.9	8849	8.0	151	0.1	3	0.0
46	12547	5105	4.9	7299	7.0	137	0.1	6	0.0
47	12707	5449	5.1	7097	6.7	157	0.1	4	0.0
48	12795	5281	4.9	7375	6.9	138	0.1	1	0.0
49	10340	4165	3.8	6047	5.5	126	0.1	2	0.0

第 39 表 病型別梅毒患者数

年 次	総 数	初 期		第 2 期		早期潜伏		後期潜伏		晩 期		先 天 性		不 明	
		患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %
40	6001	764	12.7	726	12.1	1107	18.4	2236	37.2	593	9.9	567	9.4	3	0.2
41	10821	1242	11.5	1303	12.0	1852	17.1	3996	37.0	1097	10.1	941	8.7	390	3.6
42	11755	1005	8.6	1392	11.8	2133	18.2	3912	33.3	1266	10.9	1025	8.7	1002	8.5
43	8848	622	7.0	921	10.4	1495	16.9	3002	33.9	870	9.8	350	3.6	1038	12.4
44	7767	443	5.7	575	7.4	1188	15.2	2786	35.9	991	12.8	724	9.3	1065	13.7
45	6138	288	4.7	469	7.6	903	14.7	2386	38.9	801	13.0	628	10.2	663	10.8
46	5105	223	4.4	328	6.4	662	13.0	2173	42.6	640	12.5	592	11.6	487	9.5
47	5449	248	4.5	303	5.6	737	13.5	2266	41.6	644	11.8	714	13.1	537	9.9
48	5281	185	3.5	285	5.4	686	13.0	2153	40.8	666	12.6	671	12.7	635	12.0
49	4165	190	4.6	261	6.3	439	10.5	1647	39.5	355	8.5	670	16.1	603	14.5

第 4 0 表 若年層の早期梅毒患者数

年 次	全梅毒患 者 数 ①	24才以下 梅毒患者数 ②	③ / ①	24才以下 初期梅毒患 者数 ④	⑤ / ②	24才以下 第2期梅毒 患者数 ⑥	⑦ / ②
40	6001	1861	22.7	352	25.9	246	18.1
41	10821	2320	21.4	566	24.4	421	18.1
42	11755	2230	20.7	407	16.7	397	16.3
43	8848	1728	19.5	275	15.9	266	15.4
44	7767	1312	16.9	201	15.3	156	11.9
45	6188	929	15.1	116	12.5	109	11.7
46	5105	716	14.0	74	10.3	69	9.6
47	5449	601	11.0	78	13.0	51	8.5
48	5281	465	8.8	44	9.5	46	9.9
49	4165	249	6.0	45	18.1	36	14.5

性病予防法によって、昭和49年中に保健所及び代用診療所、病院で婚姻時及び妊娠時の血清反応検査を受けた件数は、それぞれ143,675件、668,335件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々0.7%及び3.27%にあたる。

なお、母子保健法によっても、妊娠届出の際、性病に関する健康診断の有無を届出することとされているので、妊娠者については、大部分の者が血清反応検査を受けている。

(2) 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあった患者の性病の疑いがある者、売いん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが、49年の売

いん常習容疑者に対する梅毒血清反応検査件数は2,432名であり、うち梅毒にり患している者は448名である。

2 薬物乱用対策の状況

(1) 覚せい剤・麻薬事犯の検挙状況

過去5年間の覚せい剤・麻薬犯罪の検挙人員の推移は第41表のとおりであるが、昭和45年から急激な増加を続けていた覚せい剤犯罪は、継続的な取締り、法改正による罰則強化の影響等により昭和49年には5年ぶりに減少した。しかしながら、供給源として外国からの密輸入が跡を絶たないこと、暴力団による組織的密売が巧妙に繰り返されていること、最近では国内における密造の動きもみられる等覚せい剤犯罪の情勢は極めて厳しいものといえる。

一方、麻薬犯罪も昭和49年には減少したが、依然として外国からの密輸入が多発するとともに、国内においては青少年による大麻の乱用事犯が増加傾向をみせている等楽観を許さない状況にある。

第41表 覚せい剤・麻薬事犯検挙人員等調

区 分 年 次	総 数	内			
		覚 せ い 剤 取 締 法	麻 薬 取 締 法	あ へ ん 法	大 麻 取 締 法
45年	2826	1618	245	230	733
46年	3782	2624	229	202	717
47年	6095	4777	341	251	726
48年	3987	3510	429	287	761
49年	7403	6119	393	171	720

(2) 麻薬中毒者の概況

わが国の薬物乱用は、戦前はあんん・コカインの中毒が見られたものの、ごく一部の者に限られていた。戦後、世相の混乱と頹廃が助長の原因となって覚せい剤の乱用が始まり、昭和29年にピークとなった。当時、覚せい剤中毒による精神障害を有する者が推定20万人といわれた。そして昭和36・37年にはヘロインの乱用が深刻な社会問題となり、中毒者は推定4万人といわれ、家庭の破壊など種々の弊害が報じられるに至った。かかる事態に対処するため、違反者に対する罰則の強化、中毒者の強制入院制度の創設などの法律改正とともに、国をあげて強力な麻薬撲滅運動を推進したことによりヘロイン中毒者が急激に減少し、一時期わが国ではヘロイン中毒者が皆無の状態になったのである。

昭和45年以後は、LSD、大麻の乱用が目立つようになるとともに覚せい剤乱用が増加し、また、一部には睡眠剤等の乱用がみられている。

近年、麻薬中毒者対策が功を奏したことにより、1年間に発見される麻薬不正中毒者は僅か100名以下となっている。

以上のごとく、わが国で乱用される薬物は時代とともに変遷し、その都度強力な対策を講じて来たが、現在沖縄のヘロイン問題、覚せい剤・LSD・大麻の乱用及び鎮痛剤・睡眠剤の乱用等の問題があり、東南アジアを主とする海外の麻薬事情の悪化等を勘案すれば、今後尚一層嚴重な警戒を続ける必要がある。

1 昭和49年における麻薬中毒者の状況

昭和49年中に、届出通報のあった麻薬不正中毒者は60名で前年に比し15名の減となっている。うち沖縄県が、3分の2の40名となっており前年より15名の大幅の減少を示しているが全てヘロイン中毒者であった。

(i) 医療麻薬中毒者

医療麻薬中毒者は30代以上に見られ、疼痛・不安よりの逃避のため麻薬施用をはじめ中毒となった者が大多数で、使用麻薬はアヘンアルカロイド製剤、合成麻薬製剤である。職業別では無職が8名、医療関係者が5名である。

(ii) ヘロイン中毒者

ヘロイン中毒者は、東京で1名発見されたほかは全て沖縄県で発見されている。中毒原因は好奇心や誘惑、模倣がほとんどである。年齢をみると10代20代の青少年層が多い。そして女性中毒者が男性よりも多く、職業別では接客婦が16名と一番多く、次いで無職が13名でその他米軍人、飲食業関係者等となっている。

ii 麻薬中毒者の措置入院状況

麻薬不正中毒者60名のうち、知事の診断命令によって精神衛生鑑定医の診察を受けた者は26名で、このうち中毒治療のため措置入院された者は14名で前年と大差はない。措置入院された14名の中毒者は、疼痛・性疾患等で麻薬を施用し中毒となったいわゆる医療麻薬中毒が6名、好奇心や誘惑によりヘロインを乱用し中毒となったヘロイン中毒者8名となっている。ヘロイン中毒による措置入院は全て沖縄県で行われ、職業別では無職、接客婦が多い。

また、措置入院された者の多くは、大麻や睡眠剤等の薬物使用の経験者となっていることが注目される。

(3) 観察指導について

麻薬中毒者に対しては、入院治療等による医療面とともにそれに続くアフターケアも重要なことであり、わが国では、昭和36年に麻薬中毒者相談員

を設置し、麻薬取締職員とともに中毒者の観察指導を行っている。

これらの職員は、措置入院されたことのある者に限らず中毒の疑を持たれた者を含めて、再び麻薬を乱用することのないように生活環境、生活態度などを改善するための指導、援助等を行っている。

麻薬中毒者相談員は、非常勤の地方公務員として観察指導業務を専門に行う職員であり、現在東京都など10都府県に合計225名が設置されている。昭和49年中にこれらの職員が麻薬中毒者に対し延べ5,666回の観察指導を実施しており、再び麻薬中毒に陥ることなく健全な社会生活を営むことができる者は年々これらの観察指導の対象から除外されている。

(3) 麻薬取扱者等に対する立入検査

麻薬・覚せい剤に関する行政を推進するうえにおいて、不正の流通・乱用等を強力に取締ることは当然のことながら、正規のこれら麻薬・覚せい剤が不正に横流しされたり、使用されることのないように、正規取扱者に対する十分な指導監督を行うことは極めて重要なことである。昭和49年に実施した麻薬・覚せい剤関係正規取扱者に対する立入検査状況は次表のとおりとなっている。麻薬・覚せい剤関係ともかなりの違反が発見されており、その大半は軽微な違反であるが、麻薬・覚せい剤等の安易な管理取扱いは厳に慎しむべきであり、今後とも指導監督に一層の努力を払わなければならない。

第 4 2 表 麻薬取扱者等に対する立入検査等の状況

	麻 薬 関 係	覚せい剤関係
対象業務所数	6 0,9 7 0ヶ所	1 1 9,0 2 8ヶ所
立入検査回数	1 8,0 1 2ヶ所	1 5,6 0 7ヶ所
違反業務所数	3,0 9 9ヶ所	4 8 2ヶ所
主な違反内容		
管理・保管	1,2 4 6 件	2 5 8 件
帳 簿	1,3 6 6 件	1 9 3 件
譲渡・譲受	1 1 5 件	7 5 件
施用記録	6 5 9 件	
届 出	7 1 4 件	

第 4 章 売春対策年表

(昭和49年10月から昭和50年9月まで)

昭和49年

10月 1日 から
11月30日 まで
総理府薬物乱用対策推進本部（本部長は総理府総務長官）、
各都道府県薬物乱用対策推進地方本部（本部長は各都道府
県知事）主催による全国いっせいの覚せい剤乱用防止及び
取締りの強化月間が実施され、活発な啓発宣伝活動と取締
り活動が展開された。

10月22日 売春対策審議会の総会が開催された。

- 議題
1. 昭和50年度予算の概算要求について
 2. トルコ風呂対策について
 3. 補導処分制度について
 4. 婦人寮の運営実態について
 5. 性病対策の強化について
 6. 沖縄国際海洋博覧会に伴う売春対策の強化につ
いて

この総会の席上次の2つの要望書がとりまとめられ、内閣
総理大臣あて提出されるとともに、関係各省庁あてに通知
された。

性病対策の強化に関する要望

昭和49年10月22日

売春対策審議会

売春防止法の全面施行当初においては、売春を行う者の絶対数が減少し、売春婦への接触率も低下するので当然性病の発生も下降の途を辿るものと考えられた。

しかるに現下の情勢をみるに性病患者の実態は握すら十分でなく、また性病の罹病数が下降の状況にあるとは考えられない現状になっていると思われる。

売春対策審議会としては、性病に関する具体的対策を速やかに講ずるよう屢々進言してきたが、担当行政機関がその要望に応え、積極的な対策を推進してきたとは思えない憂慮すべき実状にあると考える。

政府としては、かかる性病対策の現状にかんがみ、更にこの問題の重要性を再検討し、早急に具体的な対策を樹立する必要がある。

この際性病患者の実態は握の具体的対策をたて、医師の患者届出の勧奨を推進するとともに、血液検査の督促、性病の予防、治療に関する知識の啓発並びに接触者調査等感染源の追及など性病予防対策を総合的に強化し、いやしくも売春防止法制定のために性病が蔓延したというそしりを受けることのないよう、これが根絶のため有効適切な措置を講ずることを強く要望する。

沖縄国際海洋博覧会に伴う売春対策の強化について

昭和49年10月22日

売 春 対 策 審 議 会

来年7月20日から開催予定の沖縄国際海洋博覧会に備えて関係行政機関は、緊密な連絡のもとに売春等対策に疎漏がないよう格段の配意を払い、もってその実効が期せられるよう総合的な対策を推進することを強く要望する。

10月 売春対策審議会において「売春対策の最近の状況（昭和50年）」が作成され、関係各方面に配布された。

11月15日 沖縄県那覇市において、売春対策審議会現地懇談会が開催された。

出席委員 売春対策審議会会長 菅 原 通 済

同 委員 若 林 清

同 専門委員 大 浜 方 栄

同 専門委員 兼 本 武

同 専門委員 小波蔵 政 光

同 専門委員 宮 里 悦

議題 1. 沖縄における復帰前後及び現在の売春及び性病の実態について

2. 沖縄国際海洋博覧会に伴う売春等風俗対策について

3. 沖縄における売春及び前借金の実態について

4. 沖縄における薬物乱用のすう勢について

5. その他

なお、この時の会議の結果は、「売春対策審議会資料——売春対策等に関する沖縄現地懇談会の開催状況」としてまとめられ、関係各方面に配布された。

昭和50年

2月28日 売春対策審議会菅原通済会長が、長年の麻薬・覚せい剤禍撲滅に尽した功勞により、内閣総理大臣官邸において内閣総理大臣から感謝状を授与された。

3月28日 売春対策対策審議会委員（民間識見者）の任期切れに伴い、新たに次の7氏が委員に任命された。

（新任者）

小野田 洋 一 東京都立台東病院副院長

佐久間 幾 雄 弁護士

田 辺 繁 子 弁護士

（再任者）

久 万 楽 也 埼玉県薬事関係団体連合会副会長

中 野 四 郎 全国環境衛生同業組合中央会会長

中 野 ツ ヤ 団体役員

町 田 充 弁護士

倉井藤吉委員（弁護士）は退任した。これで審議会の委員は15名となった。

4月 3日 売春対策審議会の総会が開催された。

議題 1. 「社会の風紀環境を浄化する運動」の実施について

2. トルコ風呂問題について

3. 分科会の設置について

4. その他

この席上、次のとおり審議会の要望がとりまとめられて内閣総理大臣あてに提出された。

総審（売）第2号

昭和50年4月14日

内閣総理大臣 三 木 武 夫 殿

売春対策審議会会長

菅 原 通 済

トルコ風呂営業に対する対策の強化について

売春対策審議会は、本年4月3日の同審議会総会において、トルコ風呂営業について更に検討した結果、別紙のとおり、関係行政機関に対する要望を取りまとめましたので提出いたします。

なお、席上下記の事項が審議会委員間において確認されましたので申し添えます。

記

1. 現在公衆浴場法で許可されているいわゆるトルコ風呂営業については、当審議会が今までに規制の強化について重ねて要望してきたにもかかわらず、業者側に自粛がみられず、また法的問題点についても解決されないまま逐年該営業者が増加をしてきていることは誠に遺憾である。

（参考） 昭和47年195件増、昭和48年139件増及び昭和49年

52件増で現在1,200件である。

2. 公衆浴場法によれば、トルコ風呂営業の許可申請が提出された場合、主として衛生的観点から問題がない限り、許可せざるを得ないところにそもそも問題点が存すると考える。トルコ風呂営業という風紀上極めて問題の多い営業を許可しておきながら、発生する風紀上の態様について規制を強めるということについては、既に限界があると判断する。

今後は、この種の形態の特殊浴場を認めないという方向で検討を進めるべきである。

3. 売春対策審議会は、売春対策に関する重要事項を調査審議することが本来の任務であり、トルコ風呂営業については、既にその問題点と検討すべき方向を示したのであって、これ以上審議会として行動することには、制約があると考える。

したがって、じ後は公衆浴場法を所管する厚生省が中心となって、迅速かつ適切な処理を行うべきである。

トルコ風呂営業に対する対策の強化について

昭和50年4月3日

売 春 対 策 審 議 会

売春対策審議会は、昭和48年7月24日（自粛の促進）及び昭和49年7月4日（法令の改正）の2回にわたり、トルコ風呂営業に対する関係行政機関の対策強化を要望してきたところである。

しかるにトルコ風呂営業の実態は、いっこうに改められず、今や集娯地区復活のそしりを受けるに至っている。

売春防止法制定の趣旨から判断して、かかる状態はこれ以上看過できない段階であるといわざるをえない。

この際このような現状を早期に解決するため、関係行政機関は、関係立法を迅速に改正することに関してあらゆる施策を講ずるよう重ねて強く要望する。

5月13日 総理府講堂において、国際婦人年を記念して「売春対策審議会委員と主な関係婦人団体代表者との懇談会」が開催された。この懇談会には、審議会委員6名、総理府をはじめとする各府省庁の担当幹部職員、30の婦人団体の代表者41名等が参加し、5月24日の売春防止法制定の日を中心として全国的に展開される予定の「社会の風紀環境を浄化する運動」の展開について理解と支援を求めるとともに、売春対策等の今後の問題について幅広く意見を聴取した。

この懇談会の結果は、総理府において「売春対策審議会と主な関係婦人団体代表者等との懇談会——国際婦人年を記念して——」と題する一冊の記録にまとめられた。

5月24日（売春防止法制定の日）

この日を中心として、以下の実施要綱に基づき、「社会の風紀環境を浄化する運動」が全国的に展開された。

なお、この運動展開に伴い、総理府では啓発用ポスター（A2版、4色刷、片面アート紙）33万枚、及びリーフレット（A4版、2色刷〔表紙3色刷〕、両面上質紙）30万枚を作成し、各都道府県あてに送付して配布、掲示方を

依頼した。

「社会の風紀環境を浄化する運動」の実施要綱

1. 趣 旨

売春防止法制定の日を契機として風紀環境の浄化を図るため、売春、性病等に関し、関係行政機関、関係団体等の総合的活動を一層強化し、もって売春、性病等の対策はもちろん純潔教育等についても積極的な推進を図るものとする。

2. 期 間

原則として5月24日の売春防止法制定の日を中心とするおおむね2週間とし、各地方の実情により決定する。

3. 主 唱

総理府、警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省、日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護会連盟、全国更生保護婦人連盟、三悪追放協会、全国社会福祉協議会、社会純潔化協会、日本性病予防協会

4. 実施（協力）機関

都道府県、都道府県教育委員会、都道府県警察本部、地方検察庁、婦人補導院、保護観察所、婦人少年室、都道府県社会福祉協議会、日本医師会、日本赤十字社、日本薬剤師会その他婦人団体等関係団体

5. 運動の重点

(1) 売春及び性病を助長する風紀環境を浄化するための啓蒙及び実践活動を強力に推進する。

(2) 純潔教育及び性教育の推進及びその啓発活動を積極的に行う。

(3) 性病に関する知識の啓発宣伝を行う。

(4) 性病の早期発見及び早期治療を図るため、健康診断及び血液検査を促

進する。

- (5) 売春関係事犯に対する取締りを強化する。

6. 運動の実施事項

- (1) 風紀環境浄化のための県民運動の推進
- (2) 純潔教育、売春防止及び性病予防に関する集会、座談会、研究会等の開催
- (3) 純潔教育、売春防止及び性病予防に関するポスター、リーフレット、ラジオ、テレビ等による広報活動の実施
- (4) 青少年関係指導者及び事業主に対する青少年の転落防止、性病予防等についての啓発活動の実施
- (5) 青少年に対する生活指導、懇談会等の実施
- (6) 有害な図書、広告、映画等の自主規制の推進
- (7) 無料血液検査の積極的な実施
- (8) 巡回健康診断及び性病相談の実施
- (9) 風紀環境浄化のための売春関係事犯の取締りの実施及び関係営業に対する行政指導の強化

7. 実施上の留意事項

- (1) この運動の実施に当たっては、特に地域住民、民間諸団体、事業所等の関心と協力が得られるよう、それぞれの地域の実情に応じて適切な方策を策定し、運動の内容、名称等についても適宜配慮を加えること。
- (2) 実施（協力）機関は、運動のための具体的方策等につき、あらかじめ必ず会合をもつなど、運動が総合的に効果が上がるよう十分配慮すること。
- (3) この運動の実施に関するポスター等については、別途各都道府県売春

対策本部あてに送付する。

8. 報 告

この運動の期間中に行った実施結果等については、本年7月末日までに総理府総務副長官（内閣総理大臣官房審議室気付）あてに報告すること。

5月27日 千葉県における売春対策審議会現地懇談会が開催された。

場 所 千葉県議会庁舎

出席者 審議会委員6名

国及び千葉県の行政担当者等

議 題 1. 県内における売春、性病、覚せい剤乱用の実態について

2. 「社会の風紀環境を浄化する運動」の展開について

3. 県内における売春、性病、覚せい剤等の対策推進について

4. その他

5月30日 東京都における売春対策審議会現地懇談会が開催された。

場 所 上野・東京文化会館

出席者 審議会委員6名

国及び千葉県の行政担当者等

議 題 千葉県における懇談会と同じ。

6月12日 神奈川県における売春対策審議会現地懇談会が開催された。

場 所 横浜・弁護士会館

出席者 審議会委員5名

国、神奈川県及び横浜市の行政担当者等

議 題 千葉県における懇談会と同じ。

7月21日 売春対策審議会委員（民間識見者）の任期切れに伴い、新たに次の8氏が委員に任命された。任命後の委員の実数は15名である。

（新任委員）

高 橋 喜久江 売春問題とりくむ会事務局長

山 崎 朋 子 女性史研究家

（再任委員）

大 浜 英 子 評 論 家

菅 原 通 済 三悪追放協会会長

田中丸 善三郎 佐世保玉屋社長

土 肥 淳一郎 東京慈恵会医科大学名誉教授

細 谷 英 吉 慶応義塾大学教授

若 林 清 弁 護 士

次の2委員が退任した。

川 原 千寿子 サンケイ新聞文化部デスク

瀬 川 八十雄 全国婦人保護施設連合会会長

7月22日 売春対策審議会の総会が開催された。

- 議題 1. 有害広告物、出版物等の現状について（総理府青少年対策本部参事官及び青少年育成国民会議常務理事笠原亨二氏から状況報告があった。）
2. 沖縄海洋博の開催に伴う売春等風俗対策について

3. 売春対策審議会の今後の審議について

なお、この席上、覚せい剤に関する世論調査の結果が発表された。同調査は、総理府の審議室及び広報室が協力して、覚せい剤の乱用対策や覚せい剤との接触の有無、覚せい剤という言葉の周知度等について一般の意識を知るために実施されたものであり、調査結果は10月から実施される覚せい剤乱用対策月間で活用される予定である。

8月 4日 売春、薬物問題を担当していた内閣総理大臣官房参事官加山文男が転出し、魚谷増男参事官と交替した。

9月 3日 北海道における売春対策審議会現地懇談会が開催された。

場 所 札幌市北3条西7丁目 富士屋ホテル

出席者 審議会委員5名

国及び北海道の行政担当者等

- 議 題
1. 北海道内における売春、性病、覚せい剤乱用等の実態について
 2. 売春、性病、覚せい剤等対策の推進について
 3. その他

統 計 表 索 引

第 1 章

第 1 表	売春関係事犯の法令別検挙件数	2
第 2 表	売春関係事犯の法令別検挙人員	3
第 3 表	検挙された街娼の年令別構成	3
第 4 表	売春助長事犯被疑者の職業別状況	5
第 5 表	暴力団構成員の送致状況	6
第 6 表	要保護女子の取扱状況	6
第 7 表	売春防止法違反事犯通常受理人員調	1 2
第 8 表	売春防止法違反事犯処理人員調	1 4
第 9 表	勧誘・助長事犯別起訴状況調	1 5
第10表	更生保護相談室において保護措置をした件数	1 6
	— 検察官の指示によるもの —	
第11表	売春防止法違反事犯（第一審）年度別・ 公判略式別・罰条別処理人員	1 8
第12表	年度別・科刑別処理人員（5条関係）	1 8
第13表	年度別懲役刑の執行猶予率（5条関係）	1 9
第14表	年度別・5条違反者の補導処分・保護観察言渡状況	1 9
第15表	売春関係少年保護事犯新受人員	2 0
第16表	売春関係少年保護事犯終局処分別	2 1
第17表	児童に淫行させる行為終局人員	2 2

—（少年法第 3 7 条による少年の福祉を

害する成人の刑事事犯）—

第 2 章

第18表	婦人相談所受付状況	2 3
第19表	婦人相談員設置状況	2 4
第20表	婦人相談員受付状況	2 5
第21表	婦人保護施設設置状況	2 5
第22表	婦人保護施設入所状況	2 7
第23表	婦人保護施設退所状況	2 7
第24表	婦人保護施設収容者の年齢別状況表	2 8
第25表	婦人補導院の収容状況	3 2
第26表	新収容者の年齢	3 3
第27表	新収容者の売春経験年数	3 4
第28表	新収容者の知能指数	3 5
第29表	新収容者の精神診断	3 5
第30表	新収容者の入院時の疾病	3 6
第31表	新収容者の売春の動機	3 6
第32表	出院者の入院時の傷病と出院時の状況	3 8
第33表	出院時の予定生活手段	3 9
第34表	新収容者の入院回数	4 0
第35表	再入院者の再入期間	4 0
第36表	売春防止法違反女子保護観察 対象者新受入員の累年比較	4 3
第37表	年齢別売春防止法違反女子 保護観察対象者人員	4 3

第 3 章

第38表	性病患者届出数	4 8
第39表	病型別梅毒患者数	4 8
第40表	若年層の早期梅毒患者数	4 9
第41表	覚せい剤・麻薬事犯検挙人員等調	5 1
第42表	麻薬取扱者等に対する立入検査等の状況	5 5

